

令和2年5月25日

宮崎交通圏タクシー準特定地域協議会
都城交通圏タクシー準特定地域協議会
延岡市タクシー準特定地域協議会

各協議会構成員各位

宮崎交通圏タクシー準特定地域協議会
都城交通圏タクシー準特定地域協議会
延岡市タクシー準特定地域協議会
会長 辻和則（公印省略）

第5回「宮崎交通圏・都城交通圏・延岡市タクシー準特定地域協議会」
合同協議会（書面協議）の開催について

拝啓、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、宮崎県交通圏、都城交通圏、延岡市におきましては、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（平成21年法律第64号）に基づき準特定地域に指定されたことに伴い、タクシー事業の適正化・活性化の取り組みについて協議を行うため、タクシー準特定地域協議会を設置しているところです。

この度、平成26年施行の「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第83号）の附則及び衆参両院の附帯決議により、適正化・活性化の取り組み状況についてフォローアップを実施することに伴い、準特定地域における具体的な取り組み項目について、協議会で目標値の設定及び進捗状況を報告することとなっておりますので、下請の協議事項に関し協議をさせていただきます。

なお、本来であれば委員の皆様方にはご参集のうえご審議をいただくべきところではございますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から3地区合同協議とし、書面による協議とさせていただくことといたしましたので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

つきましては、別添「回答書」により令和2年5月29日までにFAXにて協議会事務局あて回答をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

〈協議事項〉

- 宮崎交通圏、都城交通圏、延岡市における活性化事業に掛かるフォローアップ調査事項の目標値の設定および各項目の進捗状況について【資料 1-1, 2, 3】

〈報告事項〉

- 宮崎交通圏、都城交通圏、延岡市の運賃改定の概要について【資料 2】
※運賃改定に伴う用途や効果等につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が終息した後に改めてご報告させて頂く予定です。